十六　譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における商品先物取引業の収支の見込みを記載した書面、商品先物取引業の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面

十七　譲受会社が商品先物取引業の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して二事業年度における純資産額及び純資産額規制比率（申請者が令第二十八条各号に掲げる者である場合には、純資産額）の見込みを記載した書面並びにこれらの根拠を記載した書面

十八　譲受会社について、保有する議決権（総株主、総社員、総会員又は総組合員の議決権をいう。以下この号において同じ。）の数の上位十名までの株主又は社員その他の出資者（以下この号において「株主等」という。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地、その保有する議決権の議決権の総数に対する割合及び申請者との関係（当該株主等が申請者の役職員又は親会社、子会社若しくは関連会社若しくはその役職員である場合に限る。）を記載した書面

十九　譲受会社における、様式第四号により作成した法第百九十六条第一項に規定する兼業業務の概要に関する調書

二十　譲受会社における、様式第五号により作成した法第百九十六条第二項に規定する他の法人に対する支配関係の概要に関する調書

二十一　譲受会社が法第二条第二十二項第五号に掲げる行為を業として行う場合には、次に掲げる書類

イ　当該業務を管理する責任者の履歴書

ロ　当該業務に関する社内規則

ハ　当該業務を行う部署の名称及び組織の体制を記載した書面

ニ　当該業務に係る顧客との取引開始基準を記載した書面

ホ　当該業務に関し顧客と取引を行う際に使用する契約書

第百二十二条を次のように改める。

**第百二十二条**　削除

第百二十三条中「十倍」を「五十倍」に改める。

第百二十四条第一項中「第二百三十二条第二項第四号」を「第二百三十二条第二項第三号」に改め、同項第二号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に改め、同項第三号中「間に」の下に「商品先物取引業に関する」を、「であるため」の下に「商品先物取引業に関する」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「個人である顧客」を「個人顧客」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「個人である顧客」を「個人顧客」に改め、同号を同項第五号とする。

第百二十五条第一項中「様式第一号により作成した純資産額に関する調書」を「貸借対照表」に、「商品取引責任準備金の金額」を「第三十八条第一項第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第二百三十二条第三項の規定により流動資産の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。）にあっては、貸借対照表の流動資産の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）にあっては、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

第百二十五条に次の一項を加える。

3　法第二百三十二条第三項の規定により流動負債の合計金額を計算するときは、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者を除く。）にあっては、貸借対照表の流動負債の部に計上されるべき金額を合計するものとし、商品先物取引業者（令第二十八条各号に掲げる者に該当する者に限る。）にあっては、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額を合計するものとする。

第百二十六条中「第十三条」を「第三十四条」に改め、同条の次に次の二十六条を加える。

（登録申請書の記載事項）

**第百二十六条の二**　法第二百四十条の三第一項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　個人である場合において、当該個人が他の事業者の常務に従事しているときは、当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類

二　法人である場合において、当該法人の役員が他の事業者の常務に従事し、又は事業を行っているときは、当該役員の氏名並びに当該他の事業者の商号又は名称及びその事業の種類又は行っている事業の種類

三　所属商品先物取引業者（法第二百四十条の三第一項第四号に規定する所属商品先物取引業者をいう。以下同じ。）が二以上あるときは、登録申請者の事故（法第二百四十条の十七において準用する法第二百十四条の三第三項に規定する事故をいう。以下この条、第百二十六条の二十から第百二十六条の二十二までにおいて同じ。）につき、当該事故による損失の補てんを行う所属商品先物取引業者の商号又は名称

（登録申請書の添付書類）

**第百二十六条の三**　法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、次に掲げるもの（官公署が証明する書類の場合には、登録の申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　個人であるときは、次に掲げる書面

イ　住民票の写し等

ロ　履歴書

ハ　その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（その者が外国人である場合を除く。）

二　法人であるときは、次に掲げる書面

イ　役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

ロ　役員の住民票の写し等（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面））

ハ　役員が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が外国人である場合を除く。）

ニ　役員が法第十五条第二項第一号ハからルまで（役員が外国人の場合には同号イからルまで、法人の場合には同号ヲ）のいずれにも該当しないことを当該役員が誓約する書面

三　商品先物取引仲介業を遂行するための方法を記載した書面

四　所属商品先物取引業者との間の商品先物取引仲介業に係る業務の委託契約に係る契約書の写し

五　前条第三号に掲げる事項に係る契約書の写し

2　法第二百四十条の二第二項の登録の更新を受けようとする場合における法第二百四十条の三第二項第三号の主務省令で定める書類は、前項各号に掲げるものとする。

（商品先物取引仲介業者の届出事項）

**第百二十六条の四**　法第二百四十条の六第一項の主務省令で定める事項は、商品先物取引仲介業を遂行するための方法とする。

2　法第二百四十条の六第一項の規定により届出を行う商品先物取引仲介業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した書面を提出しなければならない。